



ふじみ野市PR大使
『ふじみん』

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

せいかつ ほ ご しんせい かた
生活保護を申請しようとしている方へ

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市福祉事務所

生活福祉課 保護1係／保護2係／保護3係

TEL 049-262-9029 (保護1係)

TEL 049-262-9030 (保護2係)

TEL 049-262-9036 (保護3係)

生活保護とは

生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、御自身で生活を支えられるように支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下「法」という。）に基づいて行われ、申請は国民の権利とされています。

保護の種類と内容

保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

- 1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2) 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 3) 住宅扶助 家賃、地代又は住宅の修理費などの費用です。
- 4) 医療扶助 病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6) 出産扶助 出産に要する費用です。
- 7) 生業扶助 技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。
- 8) 葬祭扶助 葬儀などに要する費用です。

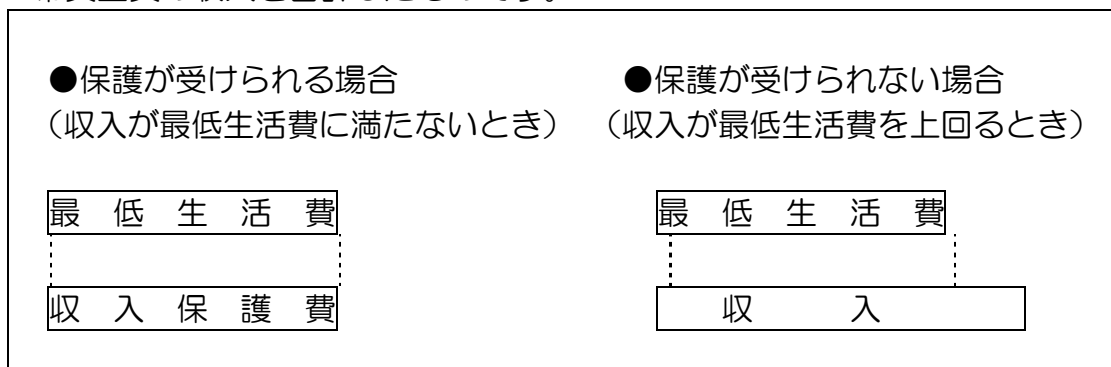
※支給方法は、金銭で支給される場合と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。また、このほかに、一時的に必要なものとして被服費や転居資金などが支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

保護の決め方

保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

最低生活費 その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。なお、月によって変わる場合があります。

収入 働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。



せいかつ ほご けつてい 生活保護が決定されるまで

◆生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の生活保護の申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の手続に来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

生活保護を受けるには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは、活用してください。

1. 資産の活用

不動産、預貯金、生命保険、自動車などの活用できる資産は、原則処分の上、生活のために活用していただくことになります。ただし、一定の条件により、現在所有の住宅や障がいのため通院に必要な自動車などは、その所有を認められる場合もありますので、福祉事務所に相談してください。

2. 能力の活用

働ける方は、その能力に応じた就労により収入を得てください。

3. 他の制度の活用

年々拡充される各種社会保障制度（年金や手当、雇用保険など）などで活用できるものは、それらを活用していただきます。

◆調 査

申請されると福祉事務所の担当者（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には、次のようなものがあります。

- ・現在の生活やお住まいの状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産等
- ・扶養親族の支援の可否、その他保護の決定に必要な事項（扶養義務の履行を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的に照会は行いません）

◆決 定

生活保護の申請手続をすると、福祉事務所のケースワーカーが、お住まいや入院先の病院などを訪問し生活状況を確認するとともに、資産調査（預貯金、生命保険、不動産など）及び扶養調査を実施し、原則として14日以内（遅くとも30日以内）に、保護が必要かどうか、必要ならどの程度かなどを決定し、その内容を文書で通知します。

*申請してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。

- ・収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどのすべての収入）
- ・家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
- ・通院したり、入退院するとき
- ・その他、生活の状況が変わったとき

※決定に不服のある場合は、決定を知った日かの翌日から3か月以内に知事に対して審査請求を行うことができます。（法第64条）

せいかつ ほご かいし ばあい 生活保護が開始された場合

◆保護費の支給

原則として、毎月決められた日（原則5日）に、1か月分の保護費が金銭で支給されますが、介護費や医療費については、福祉事務所が、直接、介護機関や医療機関に支払います。

なお、受診の際は、福祉事務所から受け取った必要書類を介護機関や医療機関に提出してください。（今まで国民健康保険証を利用していた方は、使用できなくなりますので、国民健康保険窓口に返却していただきます。）

守っていただくこと

1) 生活上の義務（法第 60 条）

働ける人は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

2) 届出の義務（法第 61 条）

届出を基にして保護の内容を決めます。そのため、次のような場合は、速やかに福祉事務所へ提出してください。

ア 「収入申告書」による届出が必要な例

・ 家族の誰かに収入（給与、賞与、年金、保険金、仕送り、その他全ての収入）があったとき。

※ 就労可能な方は、収入がない場合でも毎月、収入がない旨の届出が必要です。

※ 就労困難な方は、収入がない場合でも年に 1 度、収入がない旨の届出が必要です。

※ 高校生のアルバイト収入も届出が必要です。

イ 「資産申告書」による届出が必要な例

・ 不動産や動産等の資産を相続や譲渡等により取得したとき。

※ 資産に変化がない場合でも、年に 1 度、現状を届け出てください。

3) 指導・指示に従う義務（法第 62 条）

生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

ほごひかえ 保護費を返していただくことがあります

1) 保護費の返還

ア 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として過大となったときは、その過大となった分を返していただいたり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。

イ 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返していただきます。（法第 63 条）

2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、又は意図的に申告しないなど、不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。（法第 78 条）

また、法律により罰せられることもあります。（法第 85 条、刑法第 246 条）

かていほうもん 家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカー（地区担当員）が定期的に御自宅を訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

